

療育手帳をお持ちの方と保護者様

岐阜県知的障害者更生相談所長

療育手帳の判定結果の交付手続きについて

知的障害者更生相談所では、療育手帳の判定を受けられた場合に、その結果を利用される本人または保護者に対して、文書にて判定結果を交付することができます。

記

1 申請の方法

申請様式「療育手帳に係る判定結果の交付について（申請）」に必要事項を記入し、4の申請先に郵送されるか、窓口までお持ちください。当日交付はできません（申請受付から一週間程）。

2-1 本人・保護者への交付

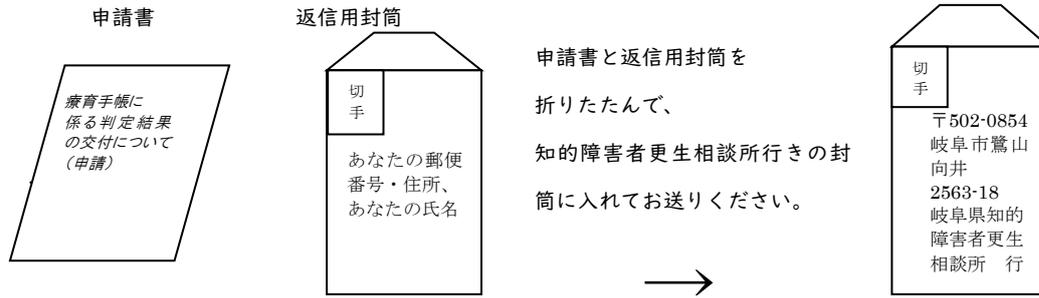
本人・保護者から交付申請がされた場合は、判定結果を本人・保護者に宛てて交付します。郵送による交付を希望される場合は、必要な額の切手を貼った返信用封筒（申請者の住所と氏名を記入したもの）を添えて申請してください。

2-2 関係機関への交付

関係機関が本人・保護者に代わって交付申請する場合は、本人・保護者は関係機関に「同意書」を提出してください。当所より関係機関に宛てて交付します。郵送による交付を希望される場合は、必要な額の切手を貼った返信用封筒をご用意ください。なお、これらにかかるお金（封筒・切手代）の負担については、関係機関とご相談ください。

裏へ続きます

※ 郵送で申請する場合（窓口での申請を除く）



3 郵送方法別の必要切手額の例

（ご都合によってお選びください。追跡可能な郵便方法をお勧めします）

普通郵便：110円	特定記録郵便：320円
簡易書留：460円	普通郵便+速達：410円

4 申請先（切り取って封筒に貼るなどしてご利用ください）

〒502-0854
 岐阜市鷺山向井2563-18
 岐阜県障がい者総合相談センター2階
 岐阜県知的障害者更生相談所 行

問い合わせ先電話番号：058-231-9723